

令和7年度実施要綱(案)
市町村ネットワークによる多様な越境機会創出事業

(趣旨)

第1条 本事業は、「市町村ネットワークによる多様な越境機会創出事業」(以下「本事業」という)の実施に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、市町村ネットワークを形成し、デジタル技術を活用した広域連携により、地域課題の解決に取り組む次世代の人材を育成・確保することを目的とする。

(事業主体)第3条 本事業の実施主体は、市町村ネットワークが広域で実施するものとし、以下の機関がそれぞれの役割を担う。

1. 幹事自治体:山形県小国町(事業全体の調整)
2. 事務局:一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム(以下「CPF」という)
 - 事業運営・実施支援
 - 参画自治体・学校への支援
 - 事業成果の可視化・報告・公表

(事業内容)

第4条 本事業は、第2条の目的を達成するために、以下の活動を実施する。

1. デジタル活用による地域・学校の壁を越えた交流機会の提供
2. 多様な越境機会による、広域で多層な関係人口の創出
3. 事業の成果・価値の可視化
4. 民間及び事業者との連携・協働
5. その他本事業の目的を達成するために必要とされる活動

(参画条件)

第5条 本事業に参画する自治体・高校は、以下を承諾するものとする。

1. 参画する高校およびその所在自治体が、本事業の趣旨に賛同していること。
2. 参画費用として、○○○万円(税込)を所定の方法で納入すること。

(雑則)

第6条 本要綱に定めのない事項については、幹事自治体および事務局(CPF)との協議により決定する。

附則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。